

## 意見公募要領

## 1 意見公募対象

- ・電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令
- ・平成13年総務省告示第243号（電気通信事業法第33条第1項及び電気通信事業法施行規則第23条の2第1項の規定に基づき電気通信設備を指定する件）の一部を改正する告示

## 2 意見公募の趣旨・目的・背景

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本・西日本」という。）では、現在電話サービスのために用いられている公衆交換電話網（以下「PSTN」という。）の設備が令和7年頃に維持限界を迎える中で、令和3年1月から順次、PSTNのIP網への移行を予定しております。そこで、令和2年4月より総務大臣から情報通信審議会に対し、「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」について諮問がなされ、同年9月18日に一部答申「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方～IPによる相互接続開始に向けた方針整理～」が同審議会においてとりまとめられました。これを踏まえ、今般、IP網への移行過程における音声接続料の在り方（光IP電話の接続料）等について所要の規定を整備するため、関係省令等の改正案を作成しました。

また、同審議会にて令和元年12月17日にとりまとめられた最終答申「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」を踏まえ、総務省では同月から「接続料の算定等に関する研究会」において、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いた卸電気通信役務に関する提供条件等の実態を適切に把握する仕組み等について、検討を行ったところであります。令和2年9月17日に「接続料の算定等に関する研究会」第四次報告書が同研究会においてとりまとめられ、光サービス卸<sup>※1</sup>について着実な実態把握を行う観点から、現在、電気通信事業法施行規則第25条の7第4号に基づく詳細な届出について、50万回線以上の光サービス卸の提供を受けている卸先事業者等5者に関する届出が行われているところ、全卸先事業者分についてNTT 東日本・西日本から届出を求める考え方が示されました。これを踏まえ、上述の規定整備と併せて、光サービス卸に係る届出制度の充実について、関係省令の改正案を作成しました。

※1 多数の一般の利用者にFTTHアクセスサービス等を提供する電気通信事業者に対してNTT東日本・西日本が提供する卸電気通信役務。

## 3 資料入手方法

総務省ホームページ (<https://www.soumu.go.jp>) の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov] (<https://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課（総務省10階）において閲覧に供するとともに配布します。

## 4 意見の提出方法

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）

を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）～（４）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（１）電子政府の総合窓口[e-Gov]を利用する場合

電子政府の総合窓口[e-Gov] (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームから御提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（２）により提出してください。

（２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： setsuzoku\_atmark\_ml.soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 宛て

※スパムメール防止のため@を「\_atmark\_」としております。送信の際には恐れ入りますが、@に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口[e-Gov]を極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

（３）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

（４）FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-5848

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 宛て

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

## 5 意見提出期間

令和2年9月29日（火）から同年10月29日（木）まで（必着）

※郵送の場合は、同日付け必着

## 6 留意事項

- ・意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載してください。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov]及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課にて閲覧に供するとともに配布します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

## 連絡先窓口

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課

担 当：田中補佐、横山係長、小宮官

電 話：03-5253-5844

F A X：03-5253-5848

電子メールアドレス：setsuzoku\_atmark\_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@に直してください。

## 意見書

令和 年 月 日

総務省総合通信基盤局電気通信事業部  
料金サービス課 宛て

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

該当箇所	御意見